誓　約　書

（私・当法人・当社・（　　））は、｢次に掲げる事由により子ども･子育て支援施設等の確認を取り消され、その取消しの日又はこれに準ずる日から起算して５年を経過するまでの間にあるため、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第58条の２に規定する申請をすることができない者｣に該当しないことを誓約します。

　(1) 法第58条の３第２項の規定に違反した。

　(2) 法第58条の９第６項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可もしくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと認可権者等より認められた。

　(3) 法第７条第10項第４号の設置者又は同項第５号、第７号もしくは第８号に掲げる事業を行う者が、それぞれ同項第４号、第５号、第７号もしくは第８号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども･子育て支援施設等の運営をすることができなくなった。

　(4) 法第58条の４第２項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなった。

　(5) 法第58条の８第１項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をした。

　(6) 設置者又は事業者もしくは施設・事業所の職員が、法第58条の８第１項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した。（ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意および監督を尽くしたときを除く。）

　(7) 不正の手段により法第30条の11第１項の確認を受けた。

　(8) 前各号に掲げる場合のほか、この法その他国民の福祉もしくは学校　　　教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令　　　もしくは処分に違反した。

　(9) 前各号に掲げる場合のほか、教育・保育その他の子ども･子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした。

　(10)特定子ども・子育て支援施設等の設置者・事業者の役員もしくはその長又はその事業所の管理者その他政令で定める使用人が、過去５年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした。（当該申請者が法人である場合）

　(11)特定子ども・子育て支援施設等の管理者が過去５年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした。（当該申請者が法人でない場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　誓約者 印